

# 建設リサイクル法 届出のしおり

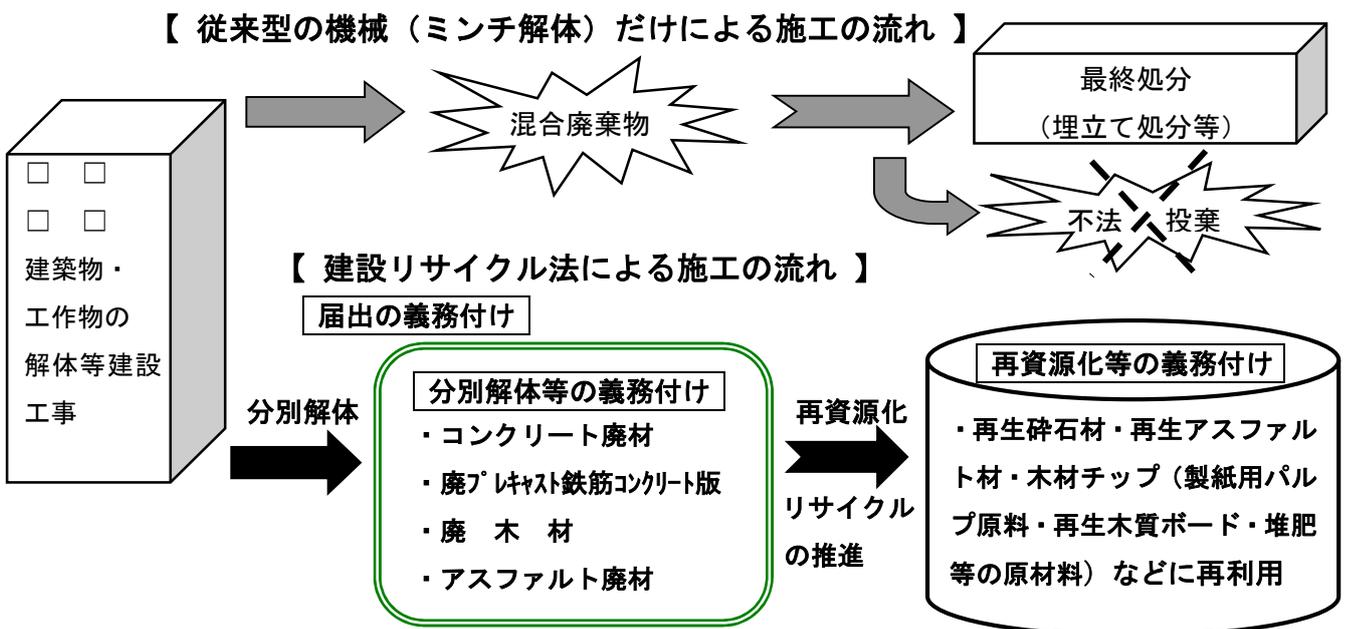
限られた資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、『資源循環型社会』を形成するためには、我が国の環境に大きな負荷を与えている建設廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理をより一層推進しなければなりません。

このような趣旨から成立した『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（通称：建設リサイクル法）が、平成14年5月30日から本格施行になり、住宅等を解体・新築などするときには『届出』が必要になりました。

このしおりは、施主（発注者）、受注者の皆様に建設リサイクル法に基づく届出などの手続きが円滑に行えるよう、また、法制度等をご理解いただけるよう作成したものです。

## 目次

1 届出が必要な建設工事（対象建設工事）	1
2 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け	1
3 発注者・受注者の届出や契約等の手続きの整備	1
4 解体工事業者の登録制度	2
5 工事の発注から実施の流れ	3
6 届出書の体裁と記入例	4
（① 解体工事 ② 新築・増築・修繕等工事 ③ 土木工事等 ④ 委任状 ⑤ 案内図 ⑥ 工程表 の記入例）	
7 特定建設資材に該当する具体的な資材一覧	14
8 罰則一覧	14
9 現場への標識設置	15
10 窓口一覧表	17



## 1 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

次の特定建設資材を用いた建築物の解体など一定規模以上の建設工事（対象建設工事）については、施主（発注者）が建設リサイクル法に基づき届出を行う必要があります。

### ◎ 対象建設工事

対象建設工事の種類	規模の基準	特定建設資材
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上	建設資材廃棄物 建設工事から副次的に生ずる建設資材廃棄物等
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上	
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上	
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上	

## 2 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

### （1）分別解体等の実施義務（法第9条）

対象建設工事の受注者又は自主施工者が、当該工事を施工する場合は、一定の技術基準に従って分別解体等をしなければなりません。

#### ◎ 施工方法に関する基準となるべき事項の定め（規則第2条）

分別解体等の順序とその内容	作業手順 （建築物の解体工事の場合）	作業手順 （工作物の解体工事の場合）
①対象建築物等に関する調査の実施（※吹付けアスベスト等の付着物の調査含む）	①建築設備、内装材等の取外し（原則、手作業）	①工作物に付属するものの取外し
②分別解体等の計画の作成	②屋根ふき材の取外し（原則、手作業）	②基礎以外の部分の取壊し
③事前措置の実施（※吹付けアスベスト等の付着物の除去含む）	③外装材及び上部構造の取壊し	③基礎及び基礎ぐいの取壊し
④工事の施工（※アスベスト含有建材等の適正処理含む）	④基礎及び基礎ぐいの取壊し	

### （2）再資源化等の実施義務（法第16条）

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければなりません。

#### ◎ 特定建設資材

特定建設資材	① コンクリート
	② コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
	③ 木材
	④ アスファルト・コンクリート

## 3 発注者・受注者の届出や契約等の手続きの整備

### （1）発注者又は自主施工者に課せられる義務（法第10条）

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、厚木市長（建築指導課）に届け出なければなりません。（届出書参照）

このことから、届出を市長に提出してから、7日間は対象建設工事に着手することができませんので、ご注意ください。また、市長は、その計画が施工方法に関する基準に適合しないと認めるときは、発注者に対し分別解体等の計画の変更等を命ずることができます。

## (2) 受注者に課せられる義務（法第12条・第13条・第18条）

ア 元請業者は対象建設工事の発注者に対して、契約の前に対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面を交付し、次の事項を説明する必要があります。（法第12条）

- ◎ 元請業者から発注者への書面により説明しなければならない事項（法第12条第1項）
- ① 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ② 新築工事である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ③ 工事着手の時期及び工程の概要
- ④ 分別解体等の計画
- ⑤ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

イ 対象建設工事の請負契約を行うときは、建設業法に定めるものの他、次の事項を記載した書面に署名又は記名押印して相互に交付する必要があります。（法第13条）

なお、解体工事に要する費用等を明記することで、両者が解体に関して適正な費用負担の意識をしっかりと共有することを求めています。

- ◎ 発注者と元請業者が請負契約書に記載しなければならない事項（法第13条第1項）
- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ④ 再資源化等に要する費用（特定建設資材廃棄物のみ）

ウ 元請業者・下請負人に関わらず、対象建設工事を請け負うものは、下請負人に対して発注者が市長に対して届け出た事項を書面により告げなければなりません。（法第12条）

- ◎ 元請業者が下請け業者と請負契約する場合にしなければならない事項（法第12条第2項）
- ① 市長に届出た事項を書面により告知しなければなりません。
- ② 請負契約を締結する場合には、イ 発注者と元請業者が請負契約書に記載しなければならない事項と同様に書面で交付しなければなりません。

エ 元請業者は再資源化等が完了した際には、次の事項を発注者に書面で報告しなければならないならず、また、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し保存しなければならないこととしてあります。（法第18条）

- ◎ 再資源化等が完了した際に書面で報告しなければならない事項（法第18条第1項）
- ① 再資源化等が完了した年月日
- ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ③ 再資源化等に要した費用（特定建設資材廃棄物のみ）

## 4 解体工事業者の登録制度（法第21条）

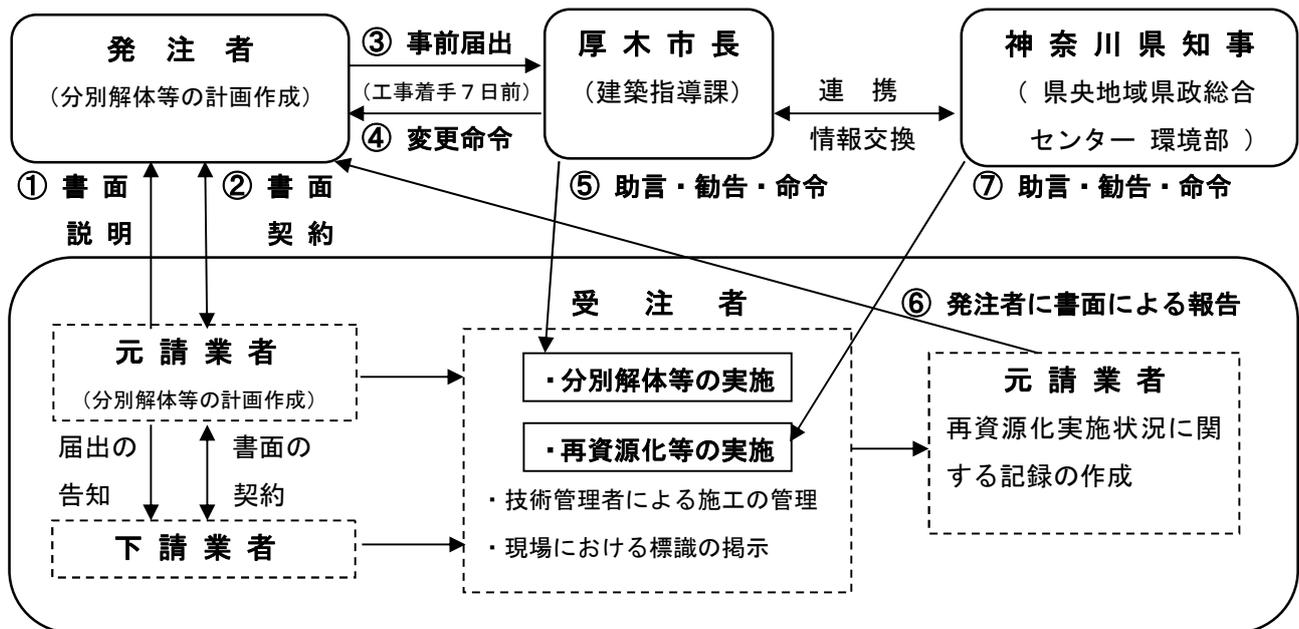
適正な解体工事等の実施を確保するために、解体工事業者の登録制度及び工事現場への技術者の配置等が義務付けられ、次の許可又は登録を受けている者に工事を発注しなければなりません。

① 建設業法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた業者。（主任技術者（監理技術者）を選任し施工を管理します。）

② 解体工事業を営む者で、県知事の登録を受けた者。（技術管理者を選任し施工を管理します。）

※標識の設置義務（営業所及び解体工事の現場ごとに標識の掲示が義務付けられています。）

## 5 工事の発注から実施の流れ



① **書面説明**： 対象建設工事の元請けとなろうとする者（受注者）は、施主（発注者）に対し、建築物の構造、工事着手の時期及び工程の概要、分別解体等の計画等について書面を交付して説明します。

② **書面契約**： 対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事及び再資源化に要する費用等の明記が必要です。

③ **届出**： 施主（発注者）又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、厚木市長（建築指導課）に届け出なければなりません。

④ **変更命令**： 市長は、届出に係る分別解体等の計画が施工方法に関する基準に適合しないと認めるときは、発注者に対し計画の変更等を命ずることができます。

⑤ **助言・勧告**： 市長は、分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該、**命令** 対象建設工事受注者（又は自主施工者）に関し必要な助言、勧告、命令をすることができます。

⑥ **書面報告**： 元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を施主（発注者）に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存します。

⑦ **助言・勧告**： 知事は、再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該、**命令** 対象建設工事受注者に関し必要な助言、勧告、命令をすることができます。

※ 申告について、⑥の報告を受けた施主（発注者）は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、知事に対しその旨を申告し、適正な措置を求めることができます。（法第18条第2項）

## 6 届出書の体裁と記入例

施主（発注者）又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、厚木市長あて（建築指導課）に届け出が必要となります。

### ① 届出書（変更届出書も同様）

届出書の様式は、別記様式第一号による届出書の様式を使用します。

### ② 別表（工事の種類により該当するものを添付します。）

- a. 建築物に係る解体工事については別表1
- b. 建築物に係る新築工事等については別表2
- c. 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

### ③ 委任状

施主（発注者）又は自主施工者以外の代理者が届け出る場合は委任状が必要です。（任意様式）

### ④ 案内図（工事の施工場所を明示してください。）

### ⑤ 設計図又は外観写真（解体工事の場合には、できるだけ外観写真を添付願います。）

届出書には建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付します。

- a. 設計図の場合は、建築物等の性状に応じた必要な図面（平面図・立面図等）を添付し、サイズは原則としてA4としますが、A4以外のサイズの場合はA4の大きさに折りたたむものとします。
- b. 写真の場合は、全体的な外観写真を2面以上A4サイズの台紙に添付し、写真のサイズはサービスサイズ、キャビネ版、パノラマ版とします。

なお、写真はカラーとし、インスタント写真、デジタルカメラで撮影した写真（プリントアウトしたもの）であっても支障ありません。

### ⑥ 工程表（工程の概要を示す別紙）

届出書に工程の概要を記載することができない場合は、工程表を添付します。

### ◎ 以上を右の図のようにA4の用紙で番号順に綴り、左側1箇所又は2箇所を固定してください。

なお、両面複写であっても差し支えありません。

**☆ 提出部数は1部です。**

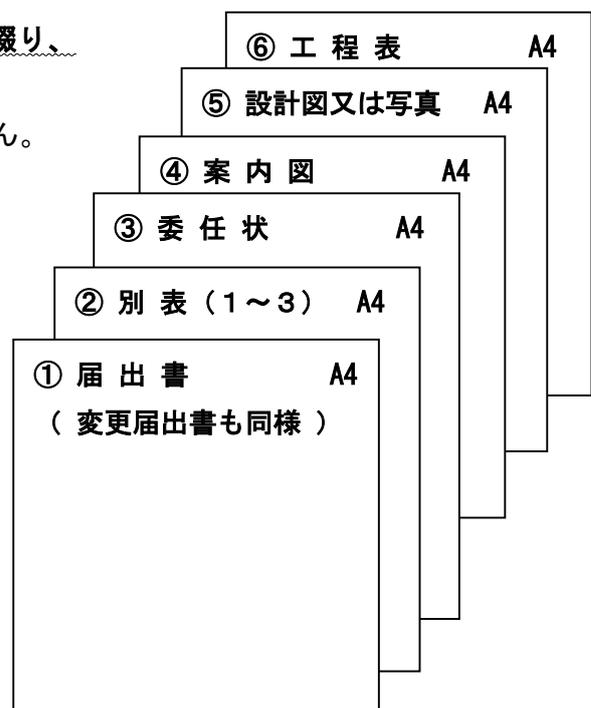
なお、できるだけ2部作成し届出書の控えを保管するのが望ましいです。

また、受領書を必要とする場合は、

①届出書の写しを別途提出してください。写しに受理印を押印し、交付いたします。

☆ 同一施工場所で解体工事と新築等の工事など複数の対象建設工事を施工する場合で、元請負業者が同一の場合には、①の届出書を併用して記入しても差し支えありません。

この場合、②別表・⑤設計図又は外観写真・⑥工程表については、それぞれ添付願います。



解体工事の記載例

届出書

届出日当日の日付

令和〇年 〇月 〇日

知事 厚木 市 区 町 村 特 区 殿

発注者名。法人の場合は法人名と代表者名を記入します。

アツギ マルマル 厚木 〇〇 (郵便番号 243 - 8511) 電話番号 046 - 225 - 2430

住所 厚木市中町3-17-17 (転居予定先) (郵便番号 〇〇 - 〇〇 ) 電話番号 〇〇 - 〇〇 - 〇〇

転居する場合は転居予定先の記入をしてください。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

- ① 工事の名称 厚木〇〇工場・事務所 解体工事
② 工事の場所 厚木市中町3-17-17 該当工事の口にチェックします。
③ 工事の種類及び規模
■ 建築物に係る解体工事 用途 工場・事務所、階数 2、工事対象床面積の合計 300.0 m2
□ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途、階数、工事対象床面積の合計 m2
□ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途、階数、請負代金 万円
□ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円
④ 請負・自主施工の別: ■ 請負 □ 自主施工 該当区分の口にチェックします。

2-1. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

アツギマルマルケンセン アツギ マルマル
① 氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社 厚木〇〇建設(代)厚木 〇〇
(郵便番号 243 - 0018) 電話番号 046 - 225 - 2433
② 住所 厚木市中町3-〇〇-〇〇
③ 許可番号(登録番号) 建設業又は解体工事業の該当する方の口にチェックします。
■ 建設業の場合
建設業許可 神奈川県 □ 大臣 ■ 知事(特-〇〇) 〇〇〇〇 号 (建築 工事業)
主任技術者(監理技術者)氏名 厚木 太郎
□ 解体工事業の場合
解体工事業登録 知事 号
技術管理者氏名

2-2. 下請業者(元請業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合)
※下請業者の記載については、届出の時点で契約を締結していない場合には契約締結後、電話等によりお知らせ願います。

アツギマルマルコムテン アツギ マルマル
① 氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社 厚木〇〇工務店(代)厚木 〇〇
(郵便番号 243 - 0018) 電話番号 046 - 225 - 2435
② 住所 厚木市中町3-〇〇-〇〇
③ 許可番号(登録番号) 建設業又は解体工事業の該当する方の口にチェックします。
■ 建設業の場合
建設業許可 神奈川県 □ 大臣 ■ 知事(特-〇〇) 〇〇〇〇 号 (建築 工事業)
主任技術者(監理技術者)氏名 厚木 〇〇
□ 解体工事業の場合
解体工事業登録 知事 号
技術管理者氏名

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和〇年 〇月 〇日 元請業者から分別解体の計画内容等について、書面で説明を受けた日を記入します。

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。
工事の作業工程、着手日・完了日の工期など、作業内容と日程に応じた施工工程表を添付してください。

工事着手予定日(届出は着手7日前までに行う必要があります。)及び完了予定日を記載します。

5. 工程の概要

別紙のとおり (工事着手予定日) 令和〇年 〇月 〇日
(工事完了予定日) 令和〇年 〇月 〇日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号

# 解体工事の記載例

別表1

(A4)

建築物に係る解体工事

## 分別解体等の計画等

解体建築物の構造に  
チェックします。

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他( )	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>35</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 <u>2</u> m その他( <u>住宅密集地</u> )	
		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
特定建設資材に付着物がある場合に記入  特定建設資材にあたらない箇所から有害物質が出る場合、その他工事の実施に必要な内容を記入します。  ①、②は原則手作業とし、機械を併用する場合は理由を記載します。(屋根材:トタン屋根で滑りやすいなど。)	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他( <u>隣地の使用が必要</u> )	<input checked="" type="checkbox"/> 隣地使用の承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 道路使用許可
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 交通整理員の常駐 <input checked="" type="checkbox"/> 2トトラックでの搬出
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有( <u>エアコンなど</u> ) <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 工事施工までに引き取り依頼済
	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> その他( ) <hr/> <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> アスベストの適正処理 <input type="checkbox"/> 諸官庁届出済
その他(特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質)	<input checked="" type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿(屋根材・外装材・内装材・石綿含有ビニール床タイル等) <input checked="" type="checkbox"/> フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> アスベストの適正処理 <input checked="" type="checkbox"/> フロン類の適正処理 <input checked="" type="checkbox"/> 諸官庁届出済	
近隣への対策状況	<input checked="" type="checkbox"/> 工事内容等説明済み <input type="checkbox"/> 着手前に説明予定		
工程ごと	工程	作業内容	分別解体等の方法
内装材に木材が含まれる場合、木材の分別に支障となる建設資材(木材と一体となった石膏ボード等)の事前の取り外しが可能か記入します。不可の場合には理由を記載します。(構造上、取り外しができない等)	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④→⑤の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他(上の工程における①→③→④の順序) その他の場合の理由( <u>屋根ふき材がないため</u> )	特定建設資材に限らず、廃棄物の全重量を記載します。
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		<input checked="" type="checkbox"/> ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由( )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		<u>600</u> トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	500トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	50トン	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考 (備考欄には、一部取り壊し・工区を設定する場合や、その他工事に関する事項について記入します。)			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

新築・増築工事等の記載例

届出書

届出日当日の日付

令和〇年 〇月 〇日

知事 厚木 市区町村(長) 殿

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) フリガナ アツギ マルマル 厚木 〇〇 (郵便番号 243 - 8511) 電話番号 046 - 225 - 2430

住所 厚木市中町3-17-17 (転居予定先) (郵便番号 - ) 電話番号 -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 厚木〇〇店舗・共同住宅 増築及び改修工事

② 工事の場所 厚木市中町3-17-17

③ 工事の種類及び規模 該当工事の口にチェックします。

□ 建築物に係る解体工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

■ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 店舗・共同住宅、階数 4、工事対象床面積の合計 650.0 m<sup>2</sup>

■ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 店舗・共同住宅、階数 4、請負代金 12,500 万円

□ 建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

④ 請負・自主施工の別: ■ 請負 □ 自主施工 該当区分の口にチェックします。

2-1. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ アツギマルマルケンセツ アツギ マルマル ① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社厚木〇〇建設(代)厚木 〇〇 (郵便番号 243 - 0018) 電話番号 046 - 225 - 2433

② 住所 厚木市中町3-〇〇-〇〇

③ 許可番号(登録番号) ■ 建設業の場合 建設業許可 神奈川県 □ 大臣 ■ 知事(特-〇〇) 〇〇〇〇 号 (建築 工事業) 主任技術者(監理技術者)氏名 厚木 太郎

□ 解体工事業の場合 解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号 技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

2-2. 下請業者(元請業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合) ※下請業者の記載については、届出の時点で契約を締結していない場合には契約締結後、電話等によりお知らせ願います。

フリガナ アツギマルマルコムデン アツギ マルマル ① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社厚木〇〇工務店(代)厚木 〇〇 (郵便番号 243 - 0018) 電話番号 046 - 225 - 2435

② 住所 厚木市中町3-〇〇-〇〇

③ 許可番号(登録番号) ■ 建設業の場合 建設業許可 神奈川県 □ 大臣 ■ 知事(特-〇〇) 〇〇〇〇 号 (建築 工事業) 主任技術者(監理技術者)氏名 厚木 〇〇

□ 解体工事業の場合 解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号 技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和〇年 〇月 〇日 元請業者から新・増築工事の計画内容等について、書面で説明を受けた日を記入します。

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1 建築物に係る新築工事等については別表2 建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等については別表3 により記載すること。 工事の作業工程、着手日・完了日の工期など、作業内容と日程に応じた施工工程表を添付してください。

工事着手予定日(届出は着手7日前までに行う必要があります。)及び完了予定日を記載します。

5. 工程の概要 別紙のとおり (工事着手予定日) 令和〇年 〇月 〇日 (工事完了予定日) 令和〇年 〇月 〇日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。) (注意)

- 1 □欄には、該当箇所「レ」を付すこと。 2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 \_\_\_\_\_

# 新築・増築工事等の記載例

別表2

(A4)

使用する特定建設資材をチェックします。

## 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替) 分別解体等の計画等

新築の場合は、空欄で可。その他の場合は既存建物の状況について記入。	使用する特定建設資材の種類	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材			
	建築物の状況	築年数 <u>10</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他( <u>既存建物850㎡</u> )			
修繕や模様替え工事で、既存の改修部分の特定建設資材に付着物がある場合に記入します。	調査の結果	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他( <u>幼稚園</u> ) 敷地境界との最短距離 約 <u>2</u> m その他( <u>国道沿いで交通量が多い</u> )			
	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容		
既存の改修部分の特定建設資材にあたらぬ箇所から有害物質が出る場合、その他工事の実施に必要な内容を記入します。	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 道路使用許可		
	搬出経路	障害物 <input checked="" type="checkbox"/> 有( <u>未舗装</u> ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( <u>大型車通行可能</u> )	<input checked="" type="checkbox"/> 交通整理員常駐 <input checked="" type="checkbox"/> 敷鉄板設置により工事用道路の確保		
造成工事や擁壁等の土木工作物の工事で500万円を超える場合は、土木工事等の届出が必要です。	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> その他( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> アスベストの適正処理 <input type="checkbox"/> 諸官庁届出済		
	その他(特定建設資材に付着していない、修繕・模様替等の実施時に発生する有害物質)	<input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(屋根材・外装材・内装材・石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等) <input type="checkbox"/> その他( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> アスベストの適正処理 <input type="checkbox"/> フロン類の適正処理 <input type="checkbox"/> 諸官庁届出済		
計画段階で特定建設資材の廃棄量が見込まれない場合があるが、施工段階で発生することがあるため、少量でも数量を記入して下さい。	近隣への対策状況	<input checked="" type="checkbox"/> 工事内容等説明済み <input type="checkbox"/> 着手前に説明予定			
	こと の 作 業 内 容	工程	作業内容		
		①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
		②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥その他( <u>仮設</u> )	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
廃 棄 物 発 生	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	20トン	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	2トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
量	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考 (備考欄には、工区を設定する場合や、その他工事に関する事項について記入します。)					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。



**その他工作物・土木工事等の記載例**

別表3

(A4)

解体工事の場合にチェックします。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

**分別解体等の計画等**

主体となる工事の種類をチェックします。当てはまるものがなければその他に記入します。(例:携帯基地局=電話)

維持・修繕や解体工事の場合で、既存部分の特定建設資材に付着物がある場合に記入します。

維持・修繕や解体工事の場合で、特定建設資材にあたらぬ箇所から有害物質が出る場合、その他工事の実施に必要な内容を記入します。

工作物の構造(解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )	
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( <b>宅地造成工事</b> )	
使用する特定建設資材の種類(新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他( )
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 <u>3</u> m その他( <b>県道上交通量多し、民家が密集</b> )
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他( <b>工作機械の置き場がない</b> )
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事着手前に実施する措置のみ)	<input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> その他( )
その他(特定建設資材に付着していない、解体・維持修繕時に発生する有害物質)	<input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(屋根材・外装材・内装材・石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等) <input type="checkbox"/> その他( )	
	近隣への対策状況	<input checked="" type="checkbox"/> 工事内容等説明済み <input type="checkbox"/> 着手前に説明予定

工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他(自費工事・市道掘削あり)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序(解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )
------------------	--

廃棄物発生見込量	工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		使用部分又は発生が見込まれる部分(注)
	種類	量の見込み	
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	2トン	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
	<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	1トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	1トン	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥

(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他

備考 (備考欄には、工区を設定する場合や、その他工事に関する事項について記入します。)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

## 委任状 作成例

# 委 任 状

私は都合により \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記の建築物等の工事について、  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出、その他の手続き  
を委任します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 代理人の住所・連絡先

① 住 所 \_\_\_\_\_

② 連絡先（昼間の連絡先）

○ 勤務先・携帯・自宅 電話番号 \_\_\_\_\_

（該当するものを○で囲む）

会 社 名（勤務先の場合） \_\_\_\_\_

所 属 等（勤務先の場合） \_\_\_\_\_

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

フリ ガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

# 案内図例



# 工程表の作成例

## 工 程 表

(建築物解体工事の場合)

工期 (着手: 年 月 日 ~ 完了予定: 年 月 日)

作業日程 作業内容	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
①養生シート等の設置									
②重機の搬入									
③障害物の除去									
④建具、畳等の撤去									
⑤石膏ボードの手壊し									
⑥手作業による屋根ふき材 ( ) の取り外し									
⑥機械併用による屋根ふき材の取り外し									
⑦機械併用の上屋解体									
⑦手作業による上屋解体									
⑧木材等の積込・搬出									
⑨混廃の積込・搬出									
⑩基礎・土間の解体									
⑪コン塊の積込・搬出									
⑫養生シート等の撤去									
⑬整地・完了									
⑭その他 ( )									
( )									
( )									

※ 作業内容ごとに、作業日程に ライン ( ——— ) を引き示す。

⑭ その他 の工事がある場合は、( ) 内に工事内容を記入する。

## 7 特定建設資材に該当する具体的な資材一覧

建設資材名	規格 (JIS)	特定建設資材名		建設資材名	規格 (JIS)	特定建設資材名	
PC版	A5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材	粘土瓦	A5208	×	
無筋コンクリート 鉄筋コンクリート		○	コンクリート	タイル		×	
コンクリート平板・ U字溝等第二次製品		○	コンクリート及び鉄から成る建設資材	セメント処理化合物・粒度調整砕石・再生粒度調整砕石・クラッシャーラン・再生クラッシャーラン		×	
コンクリートブロック	A5406	○	コンクリート	アスファルト混合物・再生加熱アスファルト混合物・改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト コンクリート
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート	アスファルト・ルーフィング		×	
間知ブロック		○	コンクリート	木材		○	木材
テラゾブロック	A5411	○	コンクリート	合板	JAS	○	木材
軽量コンクリート		○	コンクリート	パーティクルボード	A5908	○	木材
セメント瓦	A5401	×		集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
モルタル		×		繊維板（インシュレーションボード）	A5905	○	木材
ALC版	A5416	×		繊維板（MDF）	A5905	○	木材
窯業系サイディング（押し出し成形版）	A5422	×		繊維板（ハードボード）	A5905	○	木材
普通れんが	R1250	×		竹		×	
繊維強化セメント板（スレート）	A5430	×		樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	
				木質系セメント板（木毛・木片）	A5404	×	

○：特定建設資材 ×：特定建設資材ではないもの

## 8 罰則一覧

章・節	条	項	内 容	罰 則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	10	1	対象建設工事の届出	20万円	51条1号
		2	対象建設工事の変更の届出	20万円	
		3	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万円	50条1号
	15		分別解体等実施義務の実施命令	50万円	49条
第4章 再資源化等の実施	18	1	発注者への報告の記録	10万円	53条1号
	20		再資源化等実施義務の実施命令	50万円	49条
第5章 解体工事業	21	1	登録	懲役1年・50万円	48条1号 2号
		2	登録変更	懲役1年・50万円	
	25	1	変更の届出	30万円	50条2号
	27	1	廃業等の届出	10万円	53条2号
	29	1	登録の取消し等の場合における通知	20万円	51条2号
	31		技術管理者の設置	20万円	51条3号
	33		標識の掲示	10万円	53条3号
	34		帳簿	10万円	53条4号
	35	1	事業停止命令	懲役1年・50万円	48条3号
	37	1	報告の徴収	20万円	51条4号
1		立入検査	20万円	51条5号	
第6章 雑 則	42		報告の徴収	20万円	51条4号
	43	1	立入検査	20万円	51条6号

は過料

## 9 現場への標識設置

- (1) 対象建設工事の施工には、次の標識の設置が義務づけられています。標識は、周囲の見やすい場所に必ず設置（掲示）してください。（元請業者、下請業者等とも設置が必要です。）
- (2) 届出の際に『建設リサイクル法届出済』のシールを交付しますので、発注者の方又は代理者の方は、受注者に対して工事着手の際に、この届出済シールを標識の余白又は文字を隠さない位置に貼付するよう指示願います。なお、工事終了後は、速やかにはがしてください。

### ○ 建設業許可業者の場合（建設業法施行規則第25条 適用）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
許可年月日			

届出済シール貼付位置

↓  
25 cm以上  
↑

#### 記載要領

← 35 cm以上 →

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣」・「知事」については、不要のものを消すこと。

### ○ 解体工事業登録業者の場合（解体工事業に係る登録等に関する省令第8条 適用）

解体工事業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

届出済シール貼付位置

↓  
25 cm以上  
↑

← 35 cm以上 →

**備考** 技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

(3) 大気汚染防止法の改正により、平成26年6月1日以降、建築物等の解体・改造・補修工事を行う際は、石綿（アスベスト）建材の使用の有無にかかわらず、事前調査の結果を周囲から見やすい場所に掲示する必要があります。

**掲示の例**

<b>石綿（アスベスト）の使用状況の調査結果</b>			
大気汚染防止法第18条の17第4項の規定に基づく表示 石綿障害予防規則第3条第3項の規定に基づく表示			
事業場の名称	〇〇産業株式会社 〇〇工場	建築物等の種別	工場
調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等の資料の確認（主な書類の名称： <b>設計図書</b> ） <input checked="" type="checkbox"/> 現場での目視確認 <input checked="" type="checkbox"/> 建材分析による確認（ <b>JIS法による定性分析</b> ）・ JIS法による定量分析 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
調査箇所	1～3階 天井・壁・床	発注者からの通知	有り（設計図書）
調査の結果	<input checked="" type="checkbox"/> 石綿建材は使用されていませんでした。 <input type="checkbox"/> 特定工事に該当しませんが、その他の石綿含有建材が使用されています。 （手ばらし、散水等を徹底し、適切に解体等工事を行います。） <input type="checkbox"/> 特定工事に該当する石綿建材が使用されています。 （監督官庁へ届出を行い、適切に飛散防止措置を講じた上で除去します。） 【使用されている石綿（含有）建材の種類】（使用箇所） <input type="checkbox"/> 吹付け石綿（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有保温材（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有断熱材（ ） <input type="checkbox"/> 石綿含有耐火被覆材（ ） <input type="checkbox"/> その他の石綿含有建材（ ）		
調査終了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	発注者	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
調査者（受注者）	株式会社〇〇興業 代表取締役 〇〇 〇〇	受注者連絡先	〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇 045-210-〇〇〇〇
分析者	〇〇分析株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	分析者氏名	〇〇（Aランク認定分析技術者）

※ アスベスト対策についての詳細は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課のホームページをご確認ください。

神奈川県におけるアスベスト（石綿）対策

URL:[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto\\_tetuduki.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html)

## 10 窓口一覧表

### (1) 届出書の提出先（分別解体等に関する窓口）

窓 口		担当課	工事の場所	住所・電話番号
県 土 木 事 務 所	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町 1-56-5 046-853-8800（代表）
	平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、 二宮町	平塚市西八幡 1-3-1 0463-22-2711（代表）
	厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村	厚木市田村町 2-28 046-223-1711（代表）
	東部センター	まちづくり・建築指導課	海老名市、座間市、綾瀬市	綾瀬市寺尾本町 1-11-3 0467-79-2800
	県西土木事務所	まちづくり・建築指導課	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町	足柄上郡開成町吉田島 2489-2 0465-83-5111（代表）
市	横浜市	事業系廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23 階 045-671-3446、
	川崎市	建築管理課 （建築物等〔解体・新 築・リフォーム工事〕）	川崎市	川崎市川崎区宮本町 6 明治安田生命川崎ビル 11 階 044-200-3088
		技術監理課 （土木等工事）		川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワーリバービル 17 階 044-200-2764
	横須賀市	建築指導課	横須賀市	横須賀市小川町 11 046-822-9530
	藤沢市	建築指導課	藤沢市	藤沢市朝日町 1-1 0466-25-3539
	相模原市	建築政策課	相模原市	相模原市中央区 2-11-15 042-769-8253
	鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町 18-10 0467-23-3000（代表）
	厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町 3-17-17 （市役所第二庁舎 1 3 階） 046-223-1511（代表） 046-225-2430（直通）
	平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町 9-1 0465-33-1577
	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市荻窪 300 0465-33-1577
	秦野市	建築指導課	秦野市	秦野市桜町 1-3-2 0463-83-0883
	茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 0467-82-1111
大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間 1-1-1 046-260-5426	

## (2) 再資源化に関する窓口

窓 口		担当課	工事の場所	住所・電話番号
県政総合センター	横須賀三浦地域県政総合センター	環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町 2-9-19 046-823-0210
	県央地域県政総合センター	環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引 2-3-1 046-224-1111 (代表)
	湘南地域県政総合センター	環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡 1-3-1 0463-22-2711 (代表)
	県西地域県政総合センター	環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市荻窪 350-1 0465-32-8000 (代表)
保健所設置市	横浜市	産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23 階 045-671-2513
	川崎市	廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町 5-4 市役所第 3 庁舎 16 階 044-200-2581 (直通)
	横須賀市	廃棄物対策課	横須賀市	横須賀市小川町 11 046-822-8523 (直通)
	相模原市	廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央 2-11-15 042-769-8335 (直通)

## (3) 法全般に関する窓口

窓 口	担 当 課	住所・電話番号
分別解体等に関すること	神奈川県県土整備局 都市部 技術管理課 建設リサイクルグループ	横浜市中区日本大通 1 045-285-3203
再資源化等に関すること	神奈川県環境農政局 環境部 資源循環推進課 調整グループ	横浜市中区日本大通 1 045-210-4147
解体工事業登録に関すること	神奈川県県土整備局 事業管理部 建設業課 建設業審査担当	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 045-313-0722 (直通)

◎ 厚木市の建設リサイクル法のホームページを紹介します。

[https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shigoto\\_sangyo/kenchiku/1/2/index.html](https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shigoto_sangyo/kenchiku/1/2/index.html)

※ 法の概要、法令集、届出書等の様式（ダウンロード可能）など、市のホームページでご覧になれます。

このしおりに関するお問い合わせは、

**厚木市 都市みらい部 建築指導課** TEL 046-225-2430 (直通)